

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について

平素より、国土交通行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 3 日閣議決定）において、各府省庁は、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）において見直しの対象となっている 7 項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制）等について見直しを確実に実施することとされています。

については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）における目視規制の運用に関し、下記のとおり通知しますので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、各都道府県所有者不明土地法担当部局におかれては、管下市町村に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

下表に記載の規定に基づく立入調査等について、その目的を達成できる範囲において、オンライン会議システム、ドローン等によるデジタル技術を活用して行うことが可能であること。

また、遠隔による立入調査等を行う際に、関係者から、身分証明書又は許可証の提示の請求があったときは、当該関係者の同意を得て、オンライン会議システム等の活用により画面越しに提示する方法により行うことも可能であること。

実施主体	根拠条文	
	立入調査等の実施	身分証明書・許可証の携帯及び提示
地域福利増進事業を実施しようとする者又はその命じた者若しくは委任した者	法第 6 条	法第 8 条第 1 項 法第 8 条第 3 項
収用委員又はその事務を整理	法第 13 条第 5 項	法第 13 条第 6 項

する職員	法第 32 条第 5 項	法第 32 条第 6 項において準用する法第 13 条第 6 項
都道府県知事又はその職員	法第 26 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	法第 26 条第 2 項において準用する法第 13 条第 6 項 法第 36 条第 2 項において準用する法第 13 条第 6 項

以上